

## 平成14年度一般会計補正予算など可決

第4回町議会定例会は、12月13日から16日までの会期4日間で開かれ、平成14年度一般会計補正予算など20案件（町長提出15件・議員提出5件）について審議が行われた結果、いずれも原案どおり可決承認されました。その主な内容をお知らせします。

## 町長提出議案

## 町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正

健康保険法等の一部改正に伴うもので、重度障害者の対象年齢の削除や福祉医療費の支給に当たり控除するものの中に、高額医療費の支給を加えるなどの改正を行いました。

## 群馬県市町村総合事務組合規約の変更

渋川地区医療事務組合が、常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を平成14年10月1日から行うため規約を変更しました。

## 町職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づく国家公務員

の給与改定（改定率マイナス2.03%）に伴う条例改正で、国と同じく一般職員の基本給の減額改定と諸手当の減額改定等を行いました。また、3月期の期末手当を0.05月分減額し、平成15年4月1日からは、3月期の期末手当を廃止して6月と12月に再配分するほか、特例一時金を廃止して官民格差の解消を図りました。なお、適用は平成15年1月1日からです。

年間給与の実質的な均衡を図るため不遡及部分は3月期の期末手当で調整を行います。これにより初任給（一般行政職）は、高校卒：14万4,000円、短大卒：15万5,000円、大学卒：16万7,300円と減額になりました。

## 町議会議員に対する期末手当支給に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づき、町議会議員に対する3月期の期末手当を一般職員と同様に0.05月分減額し

ました。平成15年4月1日からは、3月期の期末手当を廃止して6月と12月に再配分します。

## 町長、助役、収入役等の諸給与と条例の一部改正

人事院勧告に基づき、町長、助役、収入役の3月期の期末手当を一般職員と同様に0.05月分減額しました。平成15年4月1日からは、3月期の期末手当を廃止して6月と12月に再配分します。

## 教育長の給与等に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づき、教育委員会教育長の3月期の期末手当を一般職員と同様に0.05月分減額しました。平成15年4月1日からは、3月期の期末手当を廃止して6月と12月に再配分します。

## 町税条例の一部改正

地方税法等の一部改正に伴うもので、固定資産課税台帳の閲覧手数料および証明書交付手数料の徴収規定の整備などを行いました。

また、町手数料条例の一部を改正し、税の部の公簿、公文書、または土地図面の閲覧または照合手数料を1件につき300円と定めしました。なお、施行は平成15年4月1日からです。

さらに、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る町民税の課税の特例措置規定の整備等を行いました。なお、施行は平成15年1月1日からです。

## 国民健康保険税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴うもので、上場株式等取引報告書の提出義務等の創設に伴う規定の整備や国民健康保険税の課税の特例措置の改正などを行いました。

## 町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

人事院の勧告に基づき3月期の期末手当並びに特例一時金を廃止するため、条例の一部を改正しました。

## 水道事業給水条例の一部改正

貯水槽水道の衛生対策として、町の給水条例に水道事業者および貯水槽設置者双方の責任を定めるため条例を整備しました。